(指定介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

認知症高齢者グループホームあさひ <令和6年10月1日現在>

1. 事業者(法人)の概要

名	称	•	法	人	種	別	社会福祉法人 回 生 会
代		表		者		名	理事長 佐 藤 和 女
							新潟県村上市猿沢2220番地
所	在	地	•	連	絡	先	電話 0254-60-2220
							FAX 0254-60-2051

2. 事業所の概要

事	業	所	Ø	名	称	認知症高齢者グループホーム あさひ
						新潟県村上市猿沢2222番地
所	在地	<u> </u>	連	絡	先	電話 0254-60-2223
						FAX 0254-60-2051
事	業	所	ŕ :	番	号	1591200058
管	理	E	者		名	佐藤 由香

3. 共同生活介護の目的及び運営方針

(1) 目的

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- 1)本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、村上市指定地域密 着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例、介護 保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとしま す。
- 2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 3) 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりや

すく説明します。

- 4) 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。
- 5) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。

(3) その他

- 1)指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、 希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護 計画(以下介護計画)を作成します。
- 2) 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。
- 3) 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、 その実施状況についての評価を行います。

4. 設備の概要

(1) 構造等

敷	地	1,704.03 m ²	(全体は 22,816.65 ㎡)
	構 造	木造瓦葺平家建	
建物	延べ床面積	752.61 m ²	(2ユニット全体面積)
	利 用 定 員	18人	

(2)居室

居室の種類	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
個 室	1 8	10.6 m^2 (10.6 m^2)	

(3) 主な設備

	設(前	室数	面積(一人あた	りの面積)	備考
居		間	2	16.92 m²	(1.88 m^2)	
食		堂	2	17.15 m²	(1.91 m^2)	
台		所	2	9.23 m²	(1.03 m ²)	
談	話	室	2	6.92 m^2	(0.77 m^2)	
談言	舌コー	ナー	2	$3.52~\mathrm{m}^2$	(0.40 m^2)	
浴		室	2	5.18 m²	(0.58 m^2)	
脱	衣	室	2	5.77 m²	(0.64 m²)	
洗	濯	室	2	5.89 m²	(0.65 m^2)	

5. 職員体制

	常	勤非		常勤	常勤換算	保有資格	
	専従	兼務	専従	兼務	币 	休有其俗	
管理者		1			0.5	介護福祉士	
計画作成担当者		2			1.0	介護支援専門員	
介護従業者	12	3	3		16.1	等	

(再掲)

管 理 者 兼務 (グループホームあさひA・B) 1名計画作成担当者 専任 (各棟1名) 2名

6. 職員の勤務体制

	区	分		勤務時間	休 暇
日			勤	午前 8:00~午後 5:00	
遅			番	午前10:00~午後 7:00	
夜	勤	入	り	午後 5:00~午前 0:00	
夜	勤	明	け	午前 0:00~午前10:00	

7. サービス内容と費用

(1)介護保険給付サービス

種 類	内 容	利 用 料
日常生活の援助	食事、掃除などの家事や、入浴、 排泄のお手伝いを行います。 (食材料費は給付対象外です)	介護費自己負担分(1 割負担)
機能訓練	共同生活等により生活機能の維持・改善に努めます。	1日当り 要支援2 749円 要介護1 753円
医師の往診、通院の 手配等	医師の往診、通院の手配その他療 養上のお手伝いをします。	要介護 2 788 円 要介護 3 812 円
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。	要介護4 828円 要介護5 845円 入居されてから 30 日間は 1日につき 30 円が加算されます。
医療連携体制加算 (I)ハ	いつでも医療機関と連携ができる 体制をしています。	1日あたり 37円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職 員に対する技術的指導を行うこと で、口腔内等の病気を予防します。	1月あたり 30円

	6カ月ごとに口腔の健康状態と栄 養状態について確認を行い、その			
口腔・栄養スクリー ニング加算(I)	情報(口腔機能の低下や低栄養状態の場合は、改善に必要な情報を含む)を担当介護支援専門員に提供します。	6カ月に1回 20円		
サービス提供体 制強化加算(I)	介護職員は勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置してサービスを提供しています。	1日あたり 22円		
科学的介護推進 体制加算	認知症の状況その他心身の状態等 の基本的は情報を厚生労働省へ提 出します。情報等を活用しサービ スを提供します。	1月あたり 40円		
夜間支援体制加算	夜勤者 2 名の他、宿直員を配置し、 夜間の体制を強化します。	1日あたり 25円		
介護職員等処遇改 善加算(I)	1ヶ月の介護保険合計単位数に 18.6%を乗じて算定されます。	利用者の要介護度に応じて 料金が変わります。		
※対象者のみ該当す	- る加算です。			
	・医師が回復の見込みがないと判断 し、ご本人やご家族から看取りの 同意な得ている場合	1日あたり72円 (死亡日以前31~45日)		
	同意を得ている場合。 ・ガイドラインに沿った対応を行い、 本人の意思を尊重した医療・ケア	1日あたり144円 (死亡日以前4~30日)		
看取り介護加算	の方針を取り入れた施設サービス 計画を作成し、ご家族から同意を 得ている場合。	1日あたり 680円 (死亡日前日及び前々日)		
	・看取りに関する指針に基づき行われる介護について、家族側が同意をして介護を受けている者であること。	1 日あたり 1,280 円 (死亡日)		
若年性認知症利用 者受入れ加算	40歳以上65歳未満の認知症の方にサービスを提供します。	1日あたり 120円 ※対象者のみ該当します。		

(2) 介護保険給付外費用

	種		類			内	容
家				賃	1ヶ月あたり	30,	日 0 0 0 円
食				費	1日あたり	1,	0 3 0 円
水	道	光	熱	費	1日あたり		800円
オ	ム		ツ	代			
理	美		容	代	実費分自己負担		
娯		楽		費	夫負万日口貝担		
日	用			費			

8. 利用料金等のお支払方法

毎月10日までに「7 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用明細書により請求いたしますので、次の方法でお支払いください。

支払方法 郵便局の自動払込

引落し日 17日

※手続きの方法 法人事務局に手続き書類を用意してありますのでお申し出ください。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者:佐藤 由香 ご利用時間:午前8:30~午後5:00 ご利用方法:電話(0254-60-2223) 面接(当事業所 ふれあいの間) 苦情箱(事務所前に設置)
村上市役所 介護高齢課介護保険室	所在地 : 村上市三之町1番1号 電話番号: 0254-53-2111 対応時間:午前8:30~午後5:15(月曜~金曜日) *各支所でも受け付けています。
新潟県国民健康保険 団体連合会	所在地 : 新潟県新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館本館3階 電話番号: 025-285-3022 FAX : 025-285-3350 対応時間: 午前9:00~午後5:00(月曜~金曜日)

10.非常災害時の対策

非	常	時	の	対	応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。							
						別途定める消防計	画にのっと	り年2回夜間及	び昼間を想定し				
						た避難訓練を、入	た避難訓練を、入居の方も参加して行います。						
										設備名称	個数等	設備名称	個数等
避	難訓	推訓練及び防災設備				スプリンクラー	あり	屋内消火栓	あり				
						自動火災報知機	あり	ガス漏検知器	あり				
						誘導等	9箇所	防火扉	1 箇所				
						カーテンは防炎性のものを使用しています。							

11.協力医療機関等

	病院名及び所在地	医療法人 佐藤医院
		村上市猿沢2221
医療機関	電話番号	0 2 5 4 - 6 0 - 2 2 2 1
	診療科目	内科、消化器、小児科、歯科
	入院設備	なし

12.夜間緊急対応機関

名称及び所在地	施設名:介護老人保健施設杏園
	所在地:村上市猿沢2222番地
電話番号	$0\ 2\ 5\ 4-6\ 0-2\ 2\ 2\ 2$

13.事故発生時の対策

事故発生時	状況発生に応じた対策が成されるようマニュアルがありま す。
急変、急病時	協力医療機関、介護老人保健施設杏園看護師への協力を、依 頼しています。
行方不明者発生時	複合福祉施設の各事業所に、協力体制が成されています。
外出先での急変急病時	協力医療機関、介護老人保健施設杏園看護師への連絡体制 が、成されています。

14.身体拘束について

事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を身元引受人に報告します。

15. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を 講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を 現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報します。

16. 衛生管理について

指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、 常に衛生管理に留意します。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講 ずるものとします。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17.業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとします。

18.サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施した直近	訪問調査日:令和4年11月4日	
の年月日	評価確定日:令和4年12月1日	
第三者評価機	評価機関名	エム・エム・シー総合コンサルティングング株式会社
関概要	所在地	新潟県上越市富岡 3446 番地
評価結果の	・事業所玄関にファイルを設置	
開示状況	・インターネット (WAMNET)	

19.住居利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00~20:00	
	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届けてください。	
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てく	
	ださい。	
居室・設備	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。	
器具の利用	これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。	
喫 煙	敷地内での喫煙はご遠慮ください。	
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、む やみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。	
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。	
宗教活動・政治活	住居内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご	
動	遠慮ください。	
動物飼育	住居内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。	